

中部横断自動車道八ヶ岳南麓新ルート沿線住民の会

(仮称) 韮崎都市計画道路1・4・1号 双葉・韮崎・清里幹線の  
環境影響評価の現地調査に基づく「主要なコントロールポイント」に関する質問書

■質問事項等

質問	回答
<p>山梨県は現在、都市計画決定権者として(仮称) 韮崎都市計画道路1・4・1号双葉・清里幹線に関する環境影響評価の手続きを事業者の国交省に代わって行っていることになっています。しかし山梨県は環境影響評価法第46条に依るとしてその現地調査のすべてを事業者である国交省に丸投げをしているのが実態です。</p> <p>これを受けて国交省甲府河川国道事務所は2020年10月から「(仮称) 韮崎都市計画道路1・4・1号双葉・清里幹線(中部横断自動車道(長坂～八千穂)・山梨県区間)の環境影響評価に関する現地調査」を実施するとともに、2021年12月にその報告書を作成しルート検討方針に関わる資料を取りまとめました。</p> <p>私たちは国交省が中部横断自動車道の山積する問題を解決することも出来ず、国交省自らが認めた1キロ幅ルート帯とそれまでの3キロ幅ルート帯の関係図の重大な誤りや改ざん問題等をそのままにしてひたすら建設に向けた手続きを強行していることは断じて認めることができません。</p> <p>「R2 峡北地域環境影響他検討業務報告書」としてまとめられた文書の中で、ルート決定の基本となる「主要なコントロールポイント」に関する部分には極めて重大な瑕疵があることが判明しました。このことについて、以下の質問への回答を求めます。回答期限は3月13日とします。</p>	
<p>質問1 「3. 主要なコントロールポイントの考え方(1) 中央道分岐～村山」について</p> <p>1) 「■地域特性」の項目の中に優良農地が広範に存在することを欠落させていること。</p> <p>建設計画では中央道長坂IC付近から分岐する計画となっていますが、その付近には農水省により耕地整理された「秋田田圃」が広範に広がっています。2012年11月のワーキンググループに提出された資料では、「ルート帯(案)の考え方」として第1に「土地利用(住宅地・集落、別荘地、農地)への配慮」をうたっています。しかし現地調査を踏まえたコントロールポイントの考え方ではこの農地が存在しないことにされており、配慮の対象外となっています。これは重大な欠陥と言えます。現地調査を行ったにもかかわらず、なぜこの広範な「秋田田圃」が見過ごされたのか、説明を求めます。</p>	<p>土地利用の状況は、環境影響評価方法書(P5-103)に記載のとおり、確認をしており、地目別面積の「田」に含まれていると考えます。</p> <p>また、このほか文献調査(住宅地図等)や現地調査などで農地等の位置は把握しているところです。</p> <p>引き続き、頂いたご質問を踏まえ環境影響評価手続きの中で、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討してまいります。</p>

質問	回答
<p>2) 実施区域の中央に住居等が多く存在していることを無視していること。  「■地域特性」では「集落が実施区域の内側両端に存在」と書かれていますが、実際には内側中央にも住居等が多く存在しています。これでは適正な調査・予測・評価等ができるはずありません。現地調査でなぜこの事実を把握できなかったのか、説明を求めます。</p>	<p>住宅の配置の概況は環境影響評価方法書 (P5-124) に記載のとおり確認しております。  また、このほか文献調査 (住宅地図等) や現地調査などで家屋等の位置は把握しているところです。  引き続き、頂いたご質問を踏まえ環境影響評価手続きの中で、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討してまいります。</p>
<p>質問2「3. 主要なコントロールポイントの考え方 (2) 村山～高根IC (仮称)」について</p> <p>1) 「■地域特性」では、「集落が実施区域の内側両端に存在」と書かれていますが、別荘地等の存在についての記述は一切ありません。「実施区域」の中央には「こかげ村」別荘地に28軒、「山の神」や「高根平」別荘地に48軒の住宅等があり、その他にも井戸を共同管理している多くの住居等が存在しています。そこに永住者が増え、土地を所有している人も少なくありません。これだけ大きい別荘地等を欠落させた「コントロールポイントの考え方」で高速道路建設による影響を検討したとしても、それが地域実態を無視した机上の空論であることは明らかです。このことは調査検討の重大な瑕疵以外の何物でもありません。現地調査を行ったにもかかわらずこれら大きな別荘地等を把握していないのか回答を求めます。また道路計画予定地内の家屋数を示し、調査検討のやり直しを求めます。</p>	<p>住宅の配置の概況は環境影響評価方法書 (P5-124) に記載のとおり確認しております。  また、このほか文献調査 (住宅地図等) や現地調査などで家屋等の位置は把握しているところです。  引き続き、頂いたご質問を踏まえ環境影響評価手続きの中で、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討してまいります。</p>

質問	回答
<p>国交省は高速道路建設計画を発表した時からずっと八ヶ岳南麓に多数存在する別荘や二地域居住住宅をその対象から外してきた経緯があります。国交省の当時の担当者の甲府河川国道事務所小林達徳事業対策官は「八ヶ岳南麓にこんなに別荘があることを知らなかった」と弁解しましたが、それ以来10年以上が経過してもなお、別荘地や別荘等の数を把握できていないことがこれらの報告書からも明らかになったといえます。更にそこに住む住民の存在をも未だに把握できていないことも極めて大きな問題です。</p> <p>八ヶ岳南麓には、行政による2021年の集計で別荘等が長坂町2040、高根町3381、大泉町4061、小淵沢町1324と、約10800戸以上あることが分かっています。北杜市全体の世帯数は約22000であるので、単純に考えてもその約半数にあたる別荘等が八ヶ岳南麓に存在するという事です。これらの住居の位置と数、及びどのような人たちがそこで居住・生活し活用しているのかをきちんと把握せずに建設計画を進めようというのはまさに無謀な計画と言わざるを得ません。</p>	
<p>2) 「■地域特性」から村山六ヶ村堰疎水を外していること。</p> <p>村山～高根IC(仮称)には、農水省が選定する「疎水百選」に選ばれ、世界かんがい施設遺産にも登録されている「村山六ヶ村堰疎水」が流れています。この疎水は約1000年前に開削されたといわれており、以来この地域に農業・生活用水を供給して、現在でも約550ヘクタールの農地に水を供給するだけでなく水力発電にも利用されている重要なかんがい施設です。2014年に世界かんがい施設遺産に選定され、北杜市にとって極めて重要な施設です。高速道路建設により大きな影響を受けることが予想されるにもかかわらず、なぜこの村山六ヶ村堰疎水を地域特性から排除したのか、説明を求めます。</p>	<p>「村山六ヶ村堰疎水」を含む、農業用水施設については、北杜市より情報の収集を行い確認をしております。</p> <p>また、このほか文献調査(住宅地図等)や現地調査などで農地等の位置は把握しているところです。</p> <p>引き続き、頂いたご質問を踏まえ実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減すること等を目的として環境保全措置の検討してまいります。</p>